

「規定集」等のホームページへの掲載および改定のお知らせ

株式会社山陰合同銀行は、紙を使用しないことによる環境に配慮した取組みを推進するため、下記の「規定集」等をホームページに掲載をいたします。

今回の対応により、常に最新の「規定集」等がご確認いただけるようになるため、誠に勝手ではございますが、当行窓口での下記の「規定集」等の配布を終了いたしますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。また、あわせて各種規定を一部改定することいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ホームページに掲載する規定集

- ・総合口座および流動性預金関連規定集
- ・定期預金規定集
- ・フリー定期・プラン積立規定集
- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・ごうぎん財産形成預金規定集
- ・通知預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・定期積金規定
- ・積立定期預金規定
- ・確定拠出年金専用自由金利型定期預金規定
- ・譲渡性預金規定
- ・休眠預金等活用法に係る規定
- ・外貨預金（普通預金）規定
- ・外貨預金（定期預金）規定
- ・ごうぎん為替特約付外貨定期預金規定
- ・非居住者円普通預金規定
- ・為替予約取扱規定
- ・ごうぎん振込規定
- ・インターネットバンキングサービスご利用規定（電子交付サービスご利用規定含む）（※）

（※）については、既に当行ホームページ（[インターネットバンキング/ご利用規定](#)）に掲載済みです。

2. 各種規定の改定

(1) 振込資金の返却に関する規定の変更（ごうざん振込規定）

入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合に、お客さまへの通知なしに引落口座に資金を返却する場合があることの記載を追加いたします。

変更内容（ごうざん振込規定）

変更前	変更後
5.（受取内容の照会） (1)～(2)省略 (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知いたしますので、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受取等の手続をとってください。	5.（受取内容の照会） (1)～(2)省略 (3)入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受取等の手続をとってください。また、この手続きによらず、 <u>通知なしに引落口座に資金を返却することがあります。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u>

(2) 規定変更時の取り扱いの追加

以下の条項の下線部を追加します。普通預金規定以外の規定に関しても、下記「普通預金規定」の改定と同様の改定を行います。（「1. ホームページに掲載する規定集」のうち「インターネットバンキングサービスご利用規定」および「電子交付サービスご利用規定」は変更済み）

変更内容（例：普通預金規定）

変更前	変更後
14.（成年後見人等の届出） (1)～(5)省略 (条文なし)	14.（成年後見人等の届出） (1)～(5)省略 <u>15.（規定等の変更）</u> <u>本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとし</u> <u>ます。</u>

3. 変更日

2018年9月3日（月）

※変更日以降、改定前の規定を記載した書面を交付した場合であっても、ホームページに掲載された改定後の規定が適用されます。

以上